



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会社名 櫻 護 謨 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 中村 浩士
(コード番号 5 1 8 9 東証第 2 部)
問合せ先 専務取締役 中野 伍朗
(TEL 03-3466-2171)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章およびコンプライアンス基本規定を定め管理体制を整える。
- (2) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (3) 内部通報制度運用規定を定め、法令遵守義務のある行為等について、社内及び社外に法令違反事実の通報窓口を設置する。会社は、通報内容を守秘し、通報者への不利益な扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定等に基づき文書等の保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理体制の基礎として、社内規定の整備やリスク管理規定を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める管理体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を隔月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、専務、常務によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務規定、分課分掌規定において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役は子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容の法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社総務部長ならびに監査役に報告するものとする。
- (3) 子会社管理規定等にて子会社からの報告体制等を定めることとする。
- (4) グループ内取引は法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものとし、公正性を保持する。

6. 監査役がその職務を補助すべき監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。また、当該スタッフの任命・異動等の決定には事前に監査役の同意を得るものとする。
- (2) 監査役スタッフは専任または兼任する使用人とし、当該使用人は監査役スタッフ業務に関しては監査役の指揮命令下に置き、独立性や指示の有効性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役 の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利 な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- (2) 当社及び子会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (3) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明をもとめるものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (4) 監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。
- (5) 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により、会社は速やかに支払うものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

9. 反社会勢力の排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (1) 健全な会社経営のため、反社会勢力との関係を遮断する。
- (2) 「企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むことを定め、「社員行動指針」を社内に周知する。
- (3) 反社会勢力の排除を目的とする外部の専門機関が行う地域や職域の活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報の収集及び適切な対応のための啓発に努める。

以 上